

朝日ベストライフ株式会社 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

社員がその能力を発揮し、仕事と子育て等の生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得率を毎年度 3～5 ポイント向上させる。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況の把握を行う
- 令和 7 年 10 月～ 定期的な管理部門による取得状況の周知を行う
- 令和 8 年 4 月～ 定期的な年次有給休暇の取得状況の把握を行う